

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件(案)

資料6

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201300815 平成25年12月16日(埼玉県) 平成26年2月24日	電気ストーブ(ハロゲンヒーター)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の基板は中央部で折れ曲がり、原形をとどめておらず、電源部付近に著しい焼損が認められ、コンデンサー等の部品の脱落及び焼失が認められた。 ○発熱部背面下部に著しい焼損が認められ、背面の樹脂に焼損が認められたが、上部に樹脂の残存が認められた。 ○発熱部の内部配線に複数の断線が認められたが、断線部に溶融痕は認められなかった。 ○電源コードの芯線に露出が認められたが、芯線に短絡及び溶融は認められなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、コンデンサー等の確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
2	A201400047 平成26年3月29日(神奈川県) 平成26年4月24日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 当該製品を他社製の充電機能付製品に接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は外郭が著しく焼損していた。 ○内蔵リチウムイオン電池の負極及び正極に用いられている金属(Cu、Al)が再凝固した痕跡が多数認められた。 ○バッテリー保護回路、基板、ケーブルのコネクター等には電氣的不良の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のリチウムイオン電池に異常発熱した痕跡が認められたが、外郭の焼損が著しいため、外部からの延焼により焼損した可能性も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
3	A201400846 平成27年1月19日(奈良県) 平成27年3月16日	電気ストーブ(オイルヒーター)	(火災、死亡1名) 建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、後方下部のキャスターが溶融するなど後部の焼損が大きく、前方に行くに従い上方向へ焼けが進んでいた。 ○電源コードは焼損しておらず、断線や溶融痕などの出火の痕跡は認められなかった。 ○ヒーターにさびや破裂などの異常は認められなかった。 ○電源スイッチの接点の一つ、タイマーへの短い配線等、一部確認できない電気部品があったが、確認できた内部配線や部品に断線や溶融痕など発火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品には出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
4	A201500031 平成27年3月23日(奈良県) 平成27年4月10日	電気毛布(敷毛布)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○毛布本体は大部分が焼失しているが、残存するヒーター線に出火の痕跡は認められなかった。 ○毛布本体とコントローラーの接続箇所のコネクターに出火の痕跡は認められなかった。 ○コントローラーの電源コード接続部や基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○コントローラー内の温度ヒューズは溶断していた。 ○コントローラーのスイッチは「切」の位置であった。 ○電源コードは2か所断線しており、断線部には溶融痕が認められた。 ●当該製品は、残存する電気部品には電源コードの断線部以外に出火の痕跡は認められなかったが、毛布本体の大部分が焼失していることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
5	A201500082 平成27年3月21日(兵庫県) 平成27年4月30日	リモコンアダプタ(照明器具用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は焼損が著しく、鋼板製の本体外郭部は焼け残っていたが、本体内部のメイン基板(電源と制御基板)及びセンサー基板(受光部)は焼失していた。 ○100V系回路で確認できた部品は、電源トランスとトライアックのみで、電流ヒューズ、雑音防止用のコンデンサー、バリスタ等は確認できなかった。また、レギュレータやハイブリッドICは残存しており、いずれにも出火の痕跡は認められなかった。 ○端子台の樹脂部は、焼失していたが、屋内配線との接続部に溶融痕等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
6	A201500246 平成27年3月17日(群馬県) 平成27年7月14日	電気炊飯器	(火災) 飲食店で当該製品を使用中、建物2棟を全焼する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の焼損は著しく、金属部を残してほぼ焼失していた。 ○電源コード及び内部配線に熔融痕等の異常は認められなかった。 ○電源基板及び基板上の部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源基板と加熱コイルのリード線接続部の素線がカシメ接続部付近で断線し、断線部に熔融痕が認められた。 ○断線していたカシメ部は、製造基準値を下回っていた。 ○電源基板と加熱コイルのリード線接続部からの出火を想定した再現実験の結果、出火に至ることはなかった。 ●当該製品の電源基板と加熱コイルを接続するリード線の接続部が、カシメ不良により異常発熱し出火に至った可能性が考えられるが、焼損が著しいため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
7	A201500268 平成27年7月7日(千葉県) 平成27年7月22日	空気清浄機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の焼損は著しく、外郭は原形をとどめていない状態であった。 ○電源基板、操作基板以外のDC基板、モーター、プラズマユニット、電気配線、電源コード等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○操作基板(DC5.0V)は焼損が著しく、一部の部品は回収されなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
8	A201500328 平成27年7月29日(岡山県) 平成27年8月19日	電気炊飯器	(火災) 社員寮で当該製品を含む2台の電気炊飯器をコンセントに接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を含め、2台の電気炊飯器が木製ラックの天板に並べて置かれており、事故発生当時は2台とも保温状態であった。 ○当該製品及びもう1台の電気炊飯器の焼損は著しく、原形をとどめていない状態であった。 ○当該製品の操作基板は残存しており、出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のヒーター線に異常発熱の痕跡は認められなかった。 ○電源プラグの栓孔はコンセントに差し込まれた状態であり、熔融等の異常は認められなかった。 ○電源コードが断線し、断線部に熔融痕が認められたが、一次痕か二次痕か特定できなかった。また、電源コードの一部が確認できなかった。 ●当該製品本体の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損した可能性が考えられるが、電源コードの一部が確認できないため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	・A201500327(電気炊飯器)と同一事故
9	A201500351 平成26年8月(新潟県) 平成27年8月27日	眼鏡フレーム	(重傷1名) 当該製品を使用していたところ、耳に皮膚障害を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、当該製品の先セル部及びその抽出物でのパッチテストで陽性反応を示した。 ○当該製品の先セル部からの抽出物を分析、定性できた各物質(フタル酸ジエチル、フタル酸ジブチル、9物質)を用いたパッチテストは、全て陰性であった。 ●当該製品との接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと考えられるが、原因物質及びその混入履歴は不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
10	A201500358 平成27年7月17日(東京都) 平成27年8月31日	エアコン	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○外郭の樹脂部品は熔融、焼失し、背面側の本体組立て用樹脂も下側は著しい焼失が認められた。 ○本体前方の右下に取付けされている高圧電源部は、左側の焼損が著しいが、基板からの出火の痕跡、部品の破壊等は認められなかった。 ○高圧電源部の左隣に設置されていた集塵ユニットは回収されておらず、確認できなかった。 ○制御基板、電源コード、室外機との渡り配線、ファンモーター、換気ファン(シロッコファン)等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	・使用期間:9.5年
11	A201500360 平成27年8月15日(東京都) 平成27年9月1日	エアコン	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品外観に熔融、焼損が認められ、内部の電装部が著しく焼損していた。 ○ファンモーターの電源端子の一方が焼失し、電源を供給する配線に熔融痕が認められた。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は約4年前に業者によりエアコンクリーニングが実施されていた。 ●当該製品は、ファンモーターの電源用コネクター端子間でトラッキング現象が生じたことにより、製品内部から出火したものと考えられるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	・使用期間:不明(製造時期から約14年と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
12	A201500389 平成27年8月17日(大阪府) 平成27年9月11日	コンセント付洗面化粧台	(火災) 当該製品に電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のキャビネット部分はほとんど焼損していた。 ○コンセント部分は洗面台の中に落ちて残存しており、コンセントにはヘアドライヤー(1200W)が接続されていた。また、コンセントには「1000Wまで」の表示がされていた。 ○当該製品の電源コードは途中で断線しており、断線部には溶融痕が認められるが、一次痕か二次痕か特定できなかった。 ○その他の電気部品(コンセント、照明スイッチ)に短絡や溶融痕など発火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、電源コードの断線部分に溶融痕が認められることから、電源コードから出火した可能性が考えられるが、電源コードが断線した原因は不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
13	A201500397 平成27年8月30日(埼玉県) 平成27年9月17日	延長コード	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、当該製品にオープンレンジ(1380W)を接続して使用しており、当該製品のタップ部の上にはモップが置かれた状態であった。 ○当該製品は、オープンレンジの電源プラグが接続されたタップ部から電源コードにかけて焼損しており、タップ部及び接続していたオープンレンジの電源プラグの外郭に焼損した繊維状の付着物が認められた。 ○焼損していたコードプロテクター内部の電源コードは、芯線がほぼ中央部で断線し、溶融痕が認められた。 ○電源コードは、コードプロテクター部先端から曲がった状態で焼損していたが、コード芯線断線部にキックは認められなかった。 ○オープンレンジの電源プラグ栓を接続していたタップの片側の刃受けに開きが認められ、刃受金具に変色が認められた。 ●当該製品は、コードプロテクター内部のコード芯線が短絡し、焼損に至ったものと推定されるが、詳細な使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
14	A201500416 平成27年9月15日(神奈川県) 平成27年9月28日	電気冷蔵庫	(重傷1名) 当該製品のドアを開けたところ、当該製品が倒れてきたため起こした際、手伝った家人がドアに指を挟み、重傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は当該製品を現在も使用中であるが、使用者の協力が得られず、詳細な使用状況や当該製品の調査はできず、当該製品の冷蔵庫ドアにどのように指を挟んだのかも確認できなかった。 ○当該製品は冷蔵庫ドアの開閉状況に異常はなく、当該製品を設置した使用者宅の床に傾きや穴、腐食などは認められなかった。 ○当該製品の冷蔵庫ドアの左側内ポケットには500mlペットボトルが3本、右側内ポケットには1.5ℓペットボトルが1本と1ℓ程度の容器が1個入っていた。 ○当該製品の調整脚のねじ調整が効かなくなっており、使用者によってステー(調整脚の支持部)のねじ穴の上下にナットが追加され調整脚が固定されていた。 ○当該製品の調整脚を取り付けるステーに反りが認められた。 ○同等品の転倒角は前方(使用者の側)20度であり、前方に転倒させるためには開いた冷蔵庫ドアに重力方向に40kgf以上の力が必要であった。 ●当該製品の冷蔵庫ドアを開けた際に力がかかったことで、当該製品が前方に傾き事故に至ったものと考えられるが、使用者の協力が得られなかったため、事故発生時の状況が確認できず、当該製品の詳細も確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
15	A201500435 平成27年1月(神奈川県) 平成27年10月13日	衣類(下着、女性用)	(重傷1名) 当該製品を着用したところ、皮膚炎を発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が皮膚炎を発生した部位は、当該製品の胸部パッドの当たる位置のみであった。 ○使用者へ当該製品のパッチテストを行った結果、パッド部分の中材で陽性反応を示した。 ○使用者へ当該製品から検出された成分を用い、パッチテストを行ったが、明確な陽性反応を示す成分はなかった。 ○同等品から検出された成分を用い、使用者へのパッチテストを行ったが、明確な陽性を示さなかった。 ○同種事故の情報はない。 ●使用者は、当該製品によるパッチテストで陽性反応を示したことから、当該製品に含まれる成分により皮膚炎を発生した可能性が考えられるが、成分パッチテストで明確な陽性反応を示す成分がなく、原因物質の特定ができなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
16	A201500441 平成27年9月28日(東京都) 平成27年10月15日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は雑居ビルの屋外階段下に設置されていたが、前面(扉)に変色は認められず、底部の板金にさび、じんあい等は認められなかった。 ○当該製品は、背面下部の焼損が著しかった。 ○当該製品の電源コードは本体ブッシュ付近(製品内部及び外部)で断線し、確認できない部分があった。 ○電源コードの電源プラグに異常は認められなかった。 ○電源コードの外装が残っていた部分にネズミによる咬み痕等の損傷は認められなかった。 ○他の電気部品(圧縮機、PTCサーミスター、ファンモーター、霜取りヒーター、及び制御基板)に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、電源コードの一部が確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
17	A201500453 平成27年10月11日(秋田県) 平成27年10月23日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、当該製品は使用されていなかったが、事故発生以前に使用するとエラー表示が出て動作しなかった。 ○当該製品は外郭のビスが外れ、前面パネルをこじ開けようとした痕跡があり、外郭に隙間が生じていた。 ○当該製品は、底板の中央部に穴が空き、コンプレッサの脚部が腐食していた。 ○制御基板の一部は焼失し、制御基板の接続端子に溶融痕が認められた。 ○制御基板以外の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の制御基板から出火したものと推定されるが、制御基板の一部が焼失したため出火原因は不明であり、外郭パネルに隙間が生じた状態で放置されていたことも事故発生に影響した可能性があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	・使用期間:不明(製造期間から17年~19年と推定)
18	A201500485 平成27年10月26日(神奈川県) 平成27年11月9日	ブルーレイレコーダー	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は当該製品のハードディスクからDVDへのダビング作業を設定して外出した。 ○メイン基板に焼損が認められ、部品の脱落及び銅箔の露出が認められたが、基板に亀裂は認められなかった。 ○電源基板に焼損が認められ、インレットの焼失が認められ、電源基板に破損、はんだ面の銅箔に露出が認められた。 ○電源コードは焼損、断線し、電源プラグは壁面のコンセントに差し込まれた3口マルチタップに差し込まれた状態で残存が認められたが、マルチタップ及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。 ○断線した電源コードは確認できなかった。 ○当該製品の下に置かれていた他社製DVDレコーダーに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
19	A201500517 平成27年9月28日(群馬県) 平成27年11月20日	電気洗濯機	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は農産物直売所の張り出し屋根の下(雨風の当たる場所)に設置されており、事故発生当時は使用されていなかった。 ○当該製品の焼損は著しく、外郭及び内部の樹脂部品は焼失していた。 ○モーターリード線に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕か特定には至らなかった。 ○コンデンサー及び電源コードの一部が確認できなかった。 ○洗濯モーター及び脱水モーターに出火の痕跡は認められなかった。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	・使用期間:不明(製造期間から約36年11か月と推定)
20	A201500519 平成27年11月15日(千葉県) 平成27年11月24日	除湿乾燥機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、本体側電源コードプロテクターに亀裂、屈曲及びびねじれが認められ、プロテクター端部で電源コードの断線が認められた。 ○電源コード断線部の芯線に溶融痕が認められた。 ○電源プラグのコードプロテクター端部に屈曲が認められた。 ○当該製品の外部及び内部に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は取っ手を有した持ち運び可能な製品で、本体を持ち上げると、電源コードは本体側コードプロテクター部分に変形(屈曲及びびねじれ)を生じることが認められた。 ●当該製品の電源コードの本体側コードプロテクターがねじれたことで、コード芯線が断線し、スパークが発生したものと推定されるが、使用に伴う引っ張りや屈曲に加え、コードプロテクター形状の要因も影響しているものか、断線した原因は不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
21	A201500520 平成27年11月4日(鳥取県) 平成27年11月24日	パソコン	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の本体から出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のACアダプターは、本体内部の基板及び電気部品から出火の痕跡は認められなかった。 ○ACコードとACアダプター本体との接続部の接続ピンが機械的に破断し、破断部に溶融痕が認められた。また、接続ピンの破断部周辺の樹脂製絶縁物が焼失していた。 ○ACアダプターから当該製品本体に接続されるDCコードは、焼損し芯線が露出しているものの、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のACアダプターのACコード接続部において、接続ピンが破断し、スパークが発生したため、出火に至ったものと推定されるが、接続ピンが破断した原因が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
22	A201500521 平成27年10月3日(石川県) 平成27年11月24日	バッテリー(リチウム ポリマー、模型用)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及 び周辺を焼損する火災が発生し た。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、リチウムポリマー電池セル2本を直列に接続したものであった。 ○当該製品の焼損は著しく、異常の有無は確認できなかった。 ○当該製品のバランス充電ケーブルコネクタが焼損していたが、充電器のバランス充電コネクタに焼損は認められなかった。 ○事故当時、当該製品の電圧は確認されておらず、バランス充電を行っていなかった。 ○事故発生時、充電器の設定は当該製品の充電に適したものであったが、充電器の出力異常の有無は確認できなかった。 ●当該製品を充電する際、バランス充電を行わなかったことにより、電池セルが過充電になった又は過放電状態の電池セルを充電したため に火災に至った可能性が考えられるが、当該製品の焼損が著しいため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
23	A201500524 平成27年10月2日(千葉県) 平成27年11月25日	ACアダプター(携帯 電話機用)	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該 製品及び周辺を焼損する火災が 発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時、当該製品に接続したUSBケーブル(付属品)の先端にあるマイクロUSBコネクタは、何も接続していない状態で焼損、溶 融していた。 ○マイクロUSBコネクタは、コネクタ内部の電源端子に緑青が認められ、金属シェル内側で粒状の付着物が認められた。 ○マイクロUSBコネクタの金属シェル、端子に変形は認められなかった。 ○ACアダプター本体、USBケーブルに異常は認められなかった。 ○マイクロUSBコネクタの電源端子及び端子付近の樹脂、金属シェルの内側付着物から水道水にも含まれる塩素、カリウム成分が検出さ れたが、事故発見時、使用者は焼損部に水をかけていた。 ●当該製品は、マイクロUSBコネクタ内部で異常発熱し、焼損に至ったものと考えられるが、事故発生時のコネクタ部の状態が確認でき なかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
24	A201500536 平成27年11月18日(兵庫県) 平成27年12月1日	IH調理器	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を 焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○調理中にお湯が吹きこぼれ、電源が切れたので再度電源を入れ直したが入らず、しばらくすると煙と火花が発生した。 ○外郭は原形をとどめており、天板に割れは認められなかった。 ○製品内部に水滴等水分が浸入した痕跡が認められた。 ○三段重ねの制御基板の一部が焼失しており、下側基板の焼損が著しかった。 ○加熱コイル、ラジエントヒーターに出火の痕跡は認められなかった。 ○使用者は過去に吹きこぼれのため、基板を交換した経緯がある。 ○取扱説明書に、吹きこぼれに関する注意事項は明記されていなかった。 ●当該製品は、吹きこぼれた水分が製品内部に浸入し、制御基板に付着したため、トラッキング現象により出火したものと考えられるが、水 分の浸入経路が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
25	A201500541 平成27年10月23日(東京都) 平成27年12月3日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、右手 指を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者によれば、舗装された車道を直進していたところ、突然体が前方に投げ出された。事故発生時の詳細な状況は覚えていないとの説 明内容であった。 ○前輪が大きく歪曲しており、スポーク3本が湾曲していたが、スポークの破断及び明瞭な打痕は認められなかった。 ○タイヤが、前ホークの内面及びブレーキシューに接触して回転しない状況であったが、明瞭な擦過痕は認められなかった。 ○前輪のリム接合部右面は引張変形により5mm開いて接合用ピンが露出しており、左面は圧縮変形していることが認められた。 ○前輪リム及びリム接合用ピンの硬さ並びにリムの寸法に異常は認められなかった。 ○前輪の抜き取り検査(1/100本)において、当該製品の製造ロットにおける検査記録に異常は認められなかった。 ○当該製品の前輪は大きく歪曲していたため、横及び縦静的強度を確認することはできなかった。 ○使用者によれば、事故発生以前に当該製品を乗車している際に転倒したことはなく、駐輪中に第三者により倒された認識もないとの説明内 容であった。 ○同等品において、前輪の縦及び横静的強度並びに完成車の構造に異常は認められなかった。 ●当該製品は、走行中に前輪が大きく歪曲したことによりバランスを崩した使用者が転倒して事故に至った可能性が考えられるが、事故発 生以前の前輪の状態及び事故発生時の詳細な状況が不明であるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 なお、当該製品にはTSマークが貼付されており、購入日に販売店で自転車安全整備士による点検整備を受けていた。 	
26	A201500558 平成27年11月28日(北海道) 平成27年12月8日	電気洗濯乾燥機	(火災) 当該製品の電源プラグ部及び周 辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の電源スイッチは、事故発生時、「切」の状態であり、使用していなかった。 ○当該製品の電源プラグが著しく焼損し、両栓刃はプラグ部から脱落しており、一方の栓刃は電源プラグ樹脂外部で栓刃が溶融破断しており 、破断面に溶融痕が認められた。もう一方の栓刃は、電源プラグ樹脂内部のカシメ部に溶融痕が認められた。 ○電源コードは、栓刃とのカシメ部付近で断線しており、断線部に溶融痕が認められた。 ○当該製品の電源プラグが接続されていた3口のマルチタップは、電源プラグとの接続部の焼損が著しく、刃受金具の間隔が広がっており、 刃受金具に溶融痕が認められた。 ○壁コンセントに接続されていたマルチタップの栓刃及び壁コンセントから出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電源プラグの栓刃とマルチタップの刃受金具間で接触不良によるスパークが発生し、出火に至ったものと推定されるが、電源 プラグの焼損が著しいため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
27	A201500573 平成27年11月30日(秋田県) 平成27年12月14日	脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品を脚立として使用中、転倒し、右足を負傷した。	○事故発生日時、使用者はコンクリートブロックを地面上に敷き詰めた場所に当該製品を設置し、天板を含め2段目の踏ざんに乗って作業を行っていた。 ○当該製品は、支柱が最下段の踏ざん取付け部の直下で内側に折れ曲がっており、同部位の補助金具も折れ曲がっていた。 ○各支柱端部の樹脂に著しい変形、摩耗などは認められなかった。 ●当該製品の事故発生日時の状況から、作業中にバランスを崩して横方向に転倒した際、倒れた脚立の支柱に身体が落下するなどの衝撃が加わり、支柱が内側に折れ曲がったものと推定されるが、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 なお、同等品は、SG基準を満足している。	
28	A201500575 平成27年11月28日(北海道) 平成27年12月14日	食器洗い乾燥機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源プラグと延長コードのタップ側樹脂が焼損していた。 ○電源プラグの栓刃は、両極ともにプラグ部から脱落し、延長コードのタップ側の刃受金具に固着しており、固着部に溶融痕が認められた。 ○電源プラグ内部の栓刃カシメ部は、その周辺の樹脂が炭化、焼損しており、両極とも電源コードとの接続部で溶断し、カシメ部及びコード断線部に溶融痕が認められた。 ○延長コードのタップ内部は、刃受金具が溶融していたが、電源コードとのカシメ部に異常は認められなかった。 ●当該製品の電源プラグの栓刃と延長コードの刃受金具間での接触不良、又は当該製品の電源プラグ内部の栓刃のカシメ不良により、異常発熱して出火したものと推定されるが、当該製品の電源プラグの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
29	A201500579 平成27年12月3日(東京都) 平成27年12月15日	電子レンジ	(火災) 寮で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、電源プラグを壁コンセントに接続していたが、使用していなかった。 ○当該製品の電源プラグ及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ○回収したマグネトロン、高圧トランス、ラッチスイッチ、ファンモーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、制御基板や操作基板は未回収のため確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
30	A201500594 平成27年10月12日(愛知県) 平成27年12月21日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、当該製品のハンドルが外れ、転倒し、負傷した。	○当該製品は、約1か月前に購入した直後からハンドルにがたつきがあり、約半月後にハンドル角度調節部の軸固定ねじが外れてなくなり、走行中に軸が飛び出てくる状態であったが、使用者は、軸を押し込みながら継続使用していた。 ○当該製品は、ハンドルがハンドルステムの角度調節部で外れていたが、本体フレームに、亀裂や変形などの異常は認められなかった。 ○ハンドルは、角度調節部の軸及び軸固定ねじがなくなっていたが、亀裂や変形は認められなかった。 ●当該製品は、ハンドル角度調節部の軸を固定するねじが緩んで外れたため、走行中に軸が抜けてハンドルが外れ、転倒に至ったものと考えられるが、使用状況等の詳細が不明であり、軸固定ねじが外れた原因の特定には至らなかった。しかし、使用者が軸固定ねじが外れ、軸が抜けかかるのを直しながら継続使用したことも、事故発生日時に影響したものと考えられる。 なお、取扱説明書には、「異常(変形、ひび割れ、ねじの緩みなど)を確認したら乗らない。」旨、記載されている。	
31	A201500602 平成27年10月31日(東京都) 平成27年12月24日	折りたたみテーブル	(重傷1名) 集会所で当該製品のロック部が外れ、天板が落下し、子供が右足指を負傷した。	○集会所で脚が折りたたみ式のテーブルの天板が落下した際に、側にいた女児の右足小指に当たって負傷した。 ○事故発生日時、周囲に大人がいなかったため、詳細な事故発生日時は不明である。 ○事故現場にあった10脚のうち、事故が発生した製品を特定することはできなかったが、返却された6脚全てに脚を固定するストッパー金具の変形が認められた。 ○ストッパー金具が変形している脚は、取扱説明書に記載されている設置方法で設置しても脚をロックすることができず、その状態でテーブルを長手方向に引っ張ると容易に脚がたたまれる状態が認められた。 ○ストッパー金具が変形していない脚について、取扱説明書に記載されている設置方法によらず、先に固定バーを上へ引いてから脚を起こす操作をしたところ、ストッパー金具が脚に引っ掛かり、完全に脚が起きない状態が認められた。 ○製品開発段階でJIS S 1031:2014(オフィス家具-机・テーブル)に準じて、安定性試験、持続垂直力試験、静的垂直力試験、静的水平力試験、落下試験及び水平面に対する衝撃試験を実施したところ、いずれも基準を満たしていた。 ●当該製品は、取扱説明書による設置方法以外での設置を繰り返したことにより、折りたたみ脚ロック部分のストッパー金具が変形して脚をロックすることができなくなり、容易に脚が折りたたまれてしまう状態であったが、使用者がロック金具が正常に機能する状態ではない製品を撤去等の処置をせず使用したため、事故に至ったものと推定される。しかしながら、事故発生日時の詳細な使用状況が不明であり、当該製品の強度を確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
32	A201500620 平成27年12月22日(奈良県) 平成27年12月28日	電動アシスト自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、脚を負傷した。	<p>○当該製品は、過去に走行中に動力が伝わらず、ペダルが空回りするような状況が希に発生していたが、事故発生時の状況は不明である。</p> <p>○当該製品の外観は、各部に擦り傷はあるが、フレームに変形や破損等の異常は認められなかった。</p> <p>○アシスト機能を作動させて走行試験を実施したところ、発進時に後輪モーターユニットから異音が発生すると共に、アシスト駆動が断続的に繋がる現象が発生したが、速度が上がるとアシスト駆動の断続は発生せず、異音も発生しなかった。</p> <p>○後輪モーターユニットは、内部のクラッチとそれに接するギヤに摩耗が認められた。</p> <p>○その他のアシスト機能部品に異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、長期使用(約14年)により後輪モーターユニットの内部部品が摩耗し、アシスト駆動が断続的に繋がる現象が生じていたが、アシスト駆動の断続は発進時しか確認できず、事故発生時の詳細な使用状況も不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
33	A201500630 平成27年12月6日(石川県) 平成28年1月4日	コンセント	(火災) 当該製品に延長コードを接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、2口の壁コンセントで、上段の左差込口を中心に焼損していた。</p> <p>○上段の両刃受金具は、栓刃と接触する面に放電痕が複数認められ、刃受の間隔は下段に比べて約1mm開いていた。</p> <p>○屋内配線との接続は正常であり、焼損等の異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品に差し込まれていた延長コードの電源プラグの栓刃の片側が著しく焼損しており、電源プラグの外郭樹脂は、栓刃可動部に溶融、壁コンセントとの接触面に著しい焼損が認められた。</p> <p>●当該製品は、刃受金具と延長コードの電源プラグ栓刃との間、又は電源プラグ単体の不具合によって出火に至ったものと考えられるが、延長コードの電源プラグ栓刃可動部の確認ができず、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・A201500632(延長コード)と同一事故
34	A201500631 平成27年11月21日(新潟県) 平成28年1月4日	電気温水器	(火災) 当該製品が破裂し、周辺を破損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、温水タンクが溶接部で上下に分断して変形していた。</p> <p>○温水タンク内部の防食電極接続部及び湯出口周辺に、水から析出したとみられるカルシウム等の付着が認められたものの、吐出口までの配管や湯水混合部品等の温水流路部品に、詰まりは認められなかった。</p> <p>○当該製品は、約4年間使用されており、前回使用時及び事故発生直前に使用した際、湯が出ない不具合が生じていた。</p> <p>●当該製品は、温水タンクの内圧が上昇してタンクが破裂したものと考えられるが、タンク内圧の上昇原因となる配管等の詰まりなどの異常は認められず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
35	A201500632 平成27年12月6日(石川県) 平成28年1月4日	延長コード	(火災) 当該製品をコンセントに接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の電源プラグは、壁コンセントの上段に差し込まれており、電源プラグの栓刃の片側が著しく焼損していた。</p> <p>○電源プラグの外郭樹脂は、栓刃可動部が溶融し、壁コンセントとの接触面に著しい焼損が認められた。</p> <p>○当該製品の6口タップに、焼損、変形等の異常は認められなかった。</p> <p>○壁コンセント上段の刃受金具が開いており、複数の放電痕が認められた。</p> <p>●当該製品は、電源プラグ栓刃と壁コンセントの刃受金具間、又は電源プラグ可動部で異常発熱が発生したことにより、出火に至ったものと考えられるが、電源プラグ栓刃可動部の確認ができず、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・A201500630(コンセント)と同一事故
36	A201500636 平成27年12月18日(埼玉県) 平成28年1月6日	容器(耐熱ガラス製)	(重傷1名) 当該製品をお湯で洗浄中、当該製品が割れて、手を負傷した。	<p>○当該製品を42℃のお湯で洗っている最中に急に割れ、手の甲に怪我をした。</p> <p>○耐熱ガラス容器の破損したガラスの破片は1枚であり、破断した右側の口部から約2cm下の外面側に破壊起点が認められ、破壊は、起点から口部2か所に向かって進行していた。</p> <p>○耐熱ガラス容器の外面側端部の破壊起点に直線状の傷が認められ、その近辺にも平行して直線状の傷が2本認められたが、傷が生じた原因及び時期は不明である。</p> <p>○破断面には凹凸のある模様は認められず、滑らかであった。</p> <p>●当該製品は、本体外面側に傷が生じ、洗浄時の応力等によって傷が伸展し、破損に至ったものと考えられるが、傷が生じた原因及び時期が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
37	A201500647 平成27年12月31日(大阪府) 平成28年1月12日	踏み台(木製)	(重傷1名) 当該製品を使用中、転倒し、右手首を負傷した。	<p>○当該製品は、玄関土間付近の廊下(土間との段差は約20cm)で設置、使用されており、使用者から見て右側が廊下、左側が土間であった。</p> <p>○使用者は、当該製品の天板上に立ち、左手に持った雑巾で、使用者から見て右上部に取り付けられていた壁収納ボックス扉の清掃を行っており、使用者は右側へ、当該製品は左側へ転倒した。</p> <p>○同等品には、天板部分で横方向に3～4cm幅のぐらつきが認められたものの、ぐらつきに関する基準等はなく、転倒との関係性は確認できなかった。</p> <p>●当該製品は、使用者が使用中にバランスを崩して転倒した可能性が考えられるものの、詳細な使用状況が不明なため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
38	A201500665 平成27年11月13日(大阪府) 平成28年1月15日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のケースは内蔵電池の膨張、破裂により左上部に向け液晶ユニットが口開き状態で、当該部位には噴出物が付着していた。 ○液晶ユニットのシールド面及び電池収納面に電池の異常発熱による高温を受熱した痕跡が認められた。 ○当該電池内部の正極と負極の集電体に不適切な重なりがあり、当該部分の負極の集電体に溶融痕が認められた。 ○当該製品の外部には複数の傷及び左下部の液晶に亀裂が認められた。 ○当該製品の周辺に火気はなかった。 ●当該製品は、電池が異常発熱を生じ出火に至ったものと推定されたが、当該製品に外的なストレスが加わっていること、及び焼損が著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
39	A201500671 平成28年1月3日(神奈川県) 平成28年1月18日	電気冷蔵庫	(火災) 店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○外郭は製品全体に焼損が認められ、特に製品上部の焼損が著しかった。 ○電源プラグ及び電源コードは確認できなかった。 ○電装ボックス(製品背面上部)内の運転コンデンサーや内部配線に出火の痕跡は認められなかったが、制御基板は焼失していた。 ○当該製品はマルチタップを介し使用されていたが、マルチタップは確認できなかった。 ○他の電気部品に出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
40	A201500672 平成27年12月26日(福岡県) 平成28年1月18日	延長コード	(火災) 店舗で当該製品に複数の電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、タップ部(3口)の中央刃受金具付近の焼損が著しく、周辺の外郭樹脂が焼失して刃受金具等が露出していた。 ○中央刃受金具に接続された電源プラグは適切に差し込まれていたが、電源プラグの栓刃は先端部が溶融及び焼失していた。 ○中央刃受金具は差込口から見て奥側が溶融及び焼失していた。 ●当該製品の刃受金具と電源プラグの栓刃との接続部で異常発熱し、出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	・A201500656(空気清浄機)と同一事故
41	A201500680 平成27年10月25日(兵庫県) 平成28年1月20日	踏み台(アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品を使用中、転落し、手首を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が、当該製品から降りようとして当該製品の端に立った時、立った側の脚(止め金具の無い側)が外側に広がり落下した。 ○当該製品の広がった昇降面は、天板に対して左に4mmずれていた。 ○同等品を用い、被験者(体重65kg)が天板に立ち、左右に体重移動を行ったところ、きむ感じはあるものの当該製品のような変形に至ることはなかった。 ○砂袋を用いた再現試験では、衝撃荷重はやや過大であったが、回転金具の変形状態や天板端部の脚部端部が接触した凹みの状態は当該製品に似ていた。 ○再現試験では、当該製品で生じていた、衝撃を受けた側の天板と昇降面との横ズレや脚部の変形は生じなかった。 ●当該製品は、静荷重試験や被験者による試験において問題は認められなかったが、事故発生時以前に、外力により脚部の変形を伴う天板と昇降面の横ズレが生じていたと考えられ、その状態で使用したことで、荷重がL字部で支えきれず、回転金具が変形し、天板が下がり、使用者がバランスを崩し落下したものと推定されるが、天板と昇降面の横ズレが生じた状況が不明であるため原因の特定には至らなかった。 なお、当該製品は、天板に4000Nの荷重試験、踏ざんに2000Nの荷重試験にそれぞれに合格している。 	
42	A201500688 平成28年1月8日(東京都) 平成28年1月22日	携帯電話機(スマートフォン)	(火災) 当該製品に他社製のACアダプターを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は外郭樹脂が焼損し、リアカバーは焼失していたが、内部の液晶パネルや基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○バッテリーの内部電極板は著しく焼損していたが、短絡痕等の有無を特定することはできなかった。 ○ACアダプターを接続していたコネクタの端子に、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○ACアダプターの栓刃及び基板の一部に溶融痕等の異常は認められなかったが、その他の部品は焼失し確認できなかった。 ●当該製品は、バッテリーから出火した可能性が考えられるが、バッテリーの焼損が著しいことから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。 	
43	A201500702 平成28年1月16日(兵庫県) 平成28年1月26日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の金属製外郭は、正面から見て右側面及び背面の焼損が著しく、左側面は上半分は焼損しているものの下半分には塗装が残っていた。 ○上段の冷蔵室や野菜室は、内部の樹脂部品や壁面内の断熱材が焼損し、下段の冷凍室に、溶融した樹脂が堆積して固まっていた。 ○背面上部に配置された制御基板及び背面下部の機械室内の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○冷蔵室のファンモーター及び除霜用ヒーターに出火の痕跡は認められなかったが、その他の庫内の電気部品は確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品には出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
44	A201500704 平成27年11月30日(新潟県) 平成28年1月26日	窓	(重傷1名) 当該製品(上げ下げ窓)を開閉していたところ、下窓が落下し、右手指を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、上下2枚のガラス障子で構成されており、上下して開閉する下窓は、左右の枠に各2本あるコイルばねによって任意の位置で保持される構造であった。 ○当該製品のコイルばねは、下窓との連結部品から4本全てが脱離しており、うち2本(左右各1本)は、連結部品付近で屈曲していた。 ○当該製品のコイルばね4本全てに、亀裂、破断、腐食等の異常は認められず、トルクにも異常は認められなかった。 ○当該製品の連結部品には、一定程度のホコリが堆積していたものの、変形、破損等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、4本全てのコイルばねが連結部品から脱離したため、開けた位置で下窓が保持できず落下したものと考えられるが、コイルばねの屈曲と脱離の因果関係や、開閉時に過度の負荷が生じていなかったか等の詳細な使用状況は不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
45	A201500705 平成28年1月14日(岡山県) 平成28年1月27日	電気湯沸器	(火災) 当該製品をコンセントに接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は食器棚のスライド式の棚板に設置しており、事故発生当時は保温中であった。 ○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂の大部分が焼損し、下部に熔融固着していた。 ○当該製品のヒーターの抵抗値は正常であり、異常過熱の痕跡は認められなかった。 ○内部の基板、内部配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは、本体側から約750mmの位置で芯線が断線し、断線部に熔融痕が確認されたが、一次痕か二次痕か特定には至らなかった。また、電源コードの一部が確認できなかった。 ●当該製品の本体から出火した痕跡は認められないが、電源コードの一部が確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
46	A201500729 平成28年1月25日(茨城県) 平成28年2月4日	ルーター(パソコン周辺機器)	(火災) 店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は店舗のカウンターテーブル下の段ボール箱の中に他社製の光回線終端装置と一緒にに入れて使用していた。 ○製品本体及びACアダプターの外郭樹脂が著しく焼損していたが、内部の基板等から出火した痕跡は認められなかった。 ○ACアダプターのDCコードは全体が焼損して2か所が断線しており、DCプラグ部が焼失していた。 ○焼残物の中から、当該製品及び光回線終端装置に使用されていない電源プラグ付コード、ボタン電池が確認された。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	A201500733(光回線終端装置(パソコン周辺機器))と同一事故
47	A201500737 平成28年1月19日(福島県) 平成28年2月8日	電気ストーブ(オイルヒーター)	(火災) 異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、フロントパネル側が焼損し、下部から上部に焼損した痕跡が認められた。 ○フロントパネル側の樹脂製キャストの一部が焼損、変形していた。 ○当該製品の電源コードは本体からの取り出し口付近で片側の芯線が断線し、断線部に熔融痕が認められた。 ○もう一方の芯線は断線していないものの、数本の素線が断線し、断線部の先端に熔融痕が認められた。 ○当該製品の電源コードの取り出し口は、本体底面に設けられており、床面から約2.5cmの位置であった。 ●当該製品の電源コードに過度のストレスが加わり、半断線状態となって異常発熱し、出火したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
48	A201500764 平成28年1月31日(愛知県) 平成28年2月15日	電話機	(火災、軽傷3名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、3名が軽傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の本体に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のACアダプターの栓口に熔融痕は認められなかったが、内部の電気部品は確認できなかった。 ●当該製品本体に出火の痕跡は認められなかったが、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
49	A201500782 平成28年1月14日(滋賀県) 平成28年2月19日	水槽用サーモスタット	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品はケース表面の焼損が著しく、熔融した樹脂が内部の基板に付着していたが、ケース裏面は残存していた。 ○当該製品の制御基板に出火の痕跡は認められなかったが、電源コード、ヒーター用コンセント及び水温センサーは確認できなかった。 ○当該製品に接続していたヒーター本体に出火の痕跡は認められなかったが、電源コードは確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
50	A201500796 平成28年1月27日(兵庫県) 平成28年2月24日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、ヒーターカバーの表面に付着した残渣物が焦げ、焦げの中央付近にフライ返しの手柄が付着したと推定される痕跡が認められた。また、洗浄槽内にあったフライ返しの手柄の先端部分が溶融していた。</p> <p>○水位スイッチの容器内に黒色異物の付着が認められた。</p> <p>○制御基板に異常は認められず、マイコンメモリーの履歴から、台所用洗剤を使用した時など、異常な泡の発生を検知した時に出るエラーが事故時に発生しており、これまでに9回発生していた。</p> <p>○その他の電気部品に出力の痕跡は認められず、当該製品に通電すると正常に動作した。</p> <p>●当該製品は、水位スイッチが一時的に誤動作して給水不足になったことで、温水用ヒーターが空だきとなり異常過熱し、ヒーターカバーに接触したフライ返しの手柄が溶融、出力したものと推定されるが、水位スイッチの誤動作が、水位スイッチの不具合によるものか、異常に泡が発生したことによるものか特定できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・使用期間:4年4か月
51	A201500807 平成28年2月7日(愛知県) 平成28年2月29日	電球型ヒーター(ペット用)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、金属製のケースに保温用の電球が組み込まれたペット用のヒーターで、電源コードにかじり防止用の金属製保護コイルが被せてあったが、本体の根元で保護コイルが伸び、隙間から中のコードが見える状態になっていた。</p> <p>○電源コードは、コード保護コイルの隙間が広がった内部で断線し、断線部に溶融痕が認められた。</p> <p>○事故の2、3日前にオウムが電源コードを噛み切ったため、噛み切られた部分を取り除いて電源コードを接続する修理を行っており、修理箇所に出火の痕跡はなかったが、コードの他の部分に傷が付いていたかは確認できなかった。</p> <p>●当該製品の電源コードが損傷し、短絡、スパークが発生して出火に至ったものと推定されるが、電源コードが損傷した原因が、修理不良によるものか、保護コイルの機能不足によるものかは不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
52	A201500813 平成28年1月26日(東京都) 平成28年3月2日	発電機(携帯型)	(CO中毒、軽症1名) 工事現場で当該製品を使用中、一酸化炭素中毒で1名が軽症を負った。	<p>○店舗内の改修工事で、当該製品を使用していた際に事故が発生した。</p> <p>○当該製品は、ガソリンエンジン(総排気量171mL)を用いた発電機で、製品仕様によれば、当該製品の排ガスに含まれる一酸化炭素の排出量(319g/kWh)は、一般社団法人陸用内燃機関協会の自主規制値(610g/kWh以下)を満たしていた。</p> <p>○事故現場の広さや換気状態、事故発生当時の当該製品の使用時間や運転状況は、特定できなかった。</p> <p>○事故以前の当該製品の使用時間、使用頻度及び不具合の有無が特定できなかったほか、事故後の当該製品の調査も実施できなかった。</p> <p>○取扱説明書には、「当該製品の排気ガスには一酸化炭素などの有害成分が含まれていることから、風通しの悪い排気ガスがこもる場所では使用しない。」旨、製品本体上部には「排気ガス中毒のおそれがある。」旨、記載されていた。</p> <p>●当該製品を換気の悪い環境で使用したため、当該製品から発生した排気ガスによって使用者が一酸化炭素中毒となった可能性が考えられるが、事故状況の詳細が不明であり、当該製品も調査できていないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
53	A201500817 平成28年2月15日(石川県) 平成28年3月3日	除湿乾燥機	(火災) 当該製品をコンセントに接続して使用中、当該製品のプラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の電源プラグは、両極刃カシメ部及び芯線の一部が焼失していた。</p> <p>○当該製品の電源プラグの栓刃表面に、放電痕等の異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品の他の電気部品等に、異常は認められず、電源プラグを正常品と交換したところ、本体は正常に動作した。</p> <p>●当該製品の電源プラグ内部の不具合により異常発熱が生じ、出力に至ったものと考えられるが、出力元と考えられる栓刃カシメ部は焼失しており、詳細な使用状況は不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・A201500818(コンセント)と同一事故
54	A201500860 平成28年3月4日(宮城県) 平成28年3月17日	電気冷蔵庫	(火災) 店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の焼損は著しく、背面下部から上部にかけて焼損していた。</p> <p>○機械室内の内部配線、圧縮機、ファンモーター及び始動コンデンサーから出力した痕跡は認められなかった。</p> <p>○圧縮機用運転コンデンサーの焼損は著しく、残存する端子部に異常は認められないが、大部分が焼失しており、確認できなかった。</p> <p>○事故発生以前、床上に設置された当該製品が大雨の影響により浸水したことがあった。</p> <p>●当該製品の圧縮機用運転コンデンサーから出力したものと考えられるが、運転コンデンサーの焼損が著しく、浸水による影響の可能性もあることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
55	A201600004 平成28年3月3日(鹿児島県) 平成28年4月1日	電気温水器	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は過去にヒーターリレーが交換されていたが、詳細は不明であり、交換後のヒーターリレーの仕様等は特定できなかった。</p> <p>○制御部に配置されたヒーターリレーが著しく焼損しており、可動接点が溶断し、溶融金属が固定接点側へ溶着していた。</p> <p>○他の電気部品及び配管部分に異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品のヒーターリレーの接点部において、アークが継続発生し、発熱、発火したことにより周辺部品が焼損したものと推定されるが、接点部の溶融が著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
56	A201600012 平成28年3月4日(愛知県) 平成28年4月6日	水槽用サーモスタット 付ヒーター	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品はレントゲン写真の現像液保温用に使用されていた。 ○当該製品は電源コードの焼損が著しく、電源コード中間部にある水温コントローラーが焼失していた。 ○電源コードは、水温コントローラーから電源プラグ側へ約15cmの箇所が断線し、断線部に溶融痕が認められたが、二次痕であった。 ○ヒーターユニットに現像液が浸入しており、内部の制御基板上のほんだけ付け部が溶融し、内部配線の被覆が一部焼損していた。 ○ヒーターユニットのヒーター線に、断線等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、ヒーターユニットに現像液が浸入した影響により、水温コントローラーから出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含ま、事故原因の特定には至らなかった。 	
57	A201600016 平成28年3月21日(滋賀県) 平成28年4月7日	電気衣類乾燥機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は全体に著しく焼損していた。 ○内部配線は、ほとんどの被覆が焼失し、複数箇所が断線していた。 ○他の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、ヒーター部等、確認できない部品があった。 ○確認できた乾燥物とみられる繊維製品の断片は、全て焼損しており、おおむね炭化していた。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含ま、事故原因の特定には至らなかった。 	
58	A201600037 平成28年3月4日(愛知県) 平成28年4月20日	リチウム電池内蔵充電器	(火災) 店舗の敷地で当該製品を使用して車のエンジンを始動後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂は焼失していた。 ○リチウム電池の焼損は著しく、外装のラミネートバック及び正極(アルミ箔)は焼失し、残存していた負極(銅箔)には、溶融痕が散見された。 ○内部配線と基板を接続する端子部に溶融痕が認められた。 ○制御基板、エンジン始動用ケーブル、及びエンジン始動用ケーブルジャックに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○事故車両は、エンジンオイルをオルタネータ(発電機)に付着させ、オルタネータ内部にオイルが浸入した場合、そのまま使用を続けると、出火するおそれがあることから、注意喚起を行っている対象車両であった。 ●当該製品のリチウム電池から出火した可能性が考えられるが、当該製品及びエンジンルーム内の焼損が著しいため、製品起因か否かを含ま、事故原因の特定には至らなかった。 	
59	A201600111 平成28年5月10日(静岡県) 平成28年6月7日	エアコン	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂は原形をとどめていなかった。 ○電源コードは電源プラグ付近で断線していたが、断線部に溶融痕は認められなかった。 ○制御基板は塗装部品がほとんど確認できず、基板も一部確認できなかったが、残存する基板上のパターン銅箔に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○ファンモーターに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○電源プラグ、端子台の一部、ルーバーモーター等は確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含ま、事故原因の特定には至らなかった。 	・使用期間:不明(輸入期間から5年~6年と推定)
60	A201600147 平成28年6月13日(東京都) 平成28年6月24日	電気洗濯乾燥機	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は背面から見て左上部が焼損していた。 ○背面から見て左上部にある乾燥用ヒーターに接続するリード線が断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○当該リード線付近にゴキブリの卵が認められた。 ○電源プラグ、制御基板、洗濯槽用モーター、給排水弁、送風用ファンモーター等の電気部品は焼損しておらず、異常は認められなかった。 ●当該製品の乾燥用ヒーターに接続するリード線が一部断線したため異常発熱し、出火に至ったものと推定されるが、リード線が断線した原因が、長期使用によるものか、小動物がかじったことによるものか不明であり、製品起因か否かを含ま、事故原因の特定には至らなかった。 	
61	A201600174 平成28年6月24日(愛知県) 平成28年7月7日	扇風機	(火災、軽傷1名) 建物を全焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は普段からタイマーを使って運転しており、事故当時はタイマーが切れていた可能性があった。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂部は完全に焼失しており、モーターの運転用コンデンサーや配線の中継基板等、電気部品の一部が確認できなかった。 ○モーターのコイルに、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○台座内の確認できた電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードに溶融痕が認められたが、二次痕と判断された。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含ま、事故原因の特定には至らなかった。 	・使用期間:約45年
62	A201600178 平成28年5月20日(大阪府) 平成28年7月8日	エアコン	(火災、死亡1名) 建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の焼損は著しく、電源コードの一部以外の電気部品は回収されておらず、確認できなかった。 ○当該製品の電源コードは、両端が火災熱により溶融して、3本の芯線が1本の線になっており、中央部分では3本の芯線の内1本が室内機取付板の左側に溶着していた。また、この部分の室内機取付板に強い焼損が認められた。 ○室外機の電気部品は制御基板を含めて全て残存しており、いずれの部品にも出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品と室外機の連絡線に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、電源コードの一部を除く電気部品が確認できなかったことから、製品起因か否かを含ま、事故原因の特定には至らなかった。 	・使用期間:約20年